

## 東久留米市小規模工事発注要領

### (目的)

第1 この要領は、東久留米市が小規模の工事等（以下「小規模工事」という。）を発注するにあたり必要な事項を定め、建設工事等競争入札参加資格を有さない東久留米市内に事業所を設置する事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2 対象となる小規模工事は、需用費（修繕料）又は工事請負費で予算措置された、執行予定額が130万円未満のものとする。

### (発注方法)

第3 小規模工事を発注するときは、小規模工事受注希望者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者の中から契約の相手方を決定するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

### (名簿への登録)

第4 総務部管財課長は、小規模工事の受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が名簿への登録の申請（以下「登録申請」という。）を提出したときは、速やかに審査し、次に掲げる事項の全てに該当する者について、名簿に登録するものとする。

- (1) 東久留米市に本店を有している法人、又は東久留米市に事業所を有していて東久留米市に住民登録している個人であること。
- (2) 東京電子自治体共同運営サービスにおいて、建設工事等競争入札参加資格を有していないこと。
- (3) 東久留米市税条例（平成9年条例19号）第3条第1号の市民税のうち、審査対象とする年度について滞納していないこと。
- (4) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は該当しない者とする）。
- (5) 小規模工事を履行する際に資格又は許可等を必要とする業種を希望する場合は、その資格又は免許等を有していること。

### (登録申請の審査に必要な書類)

第5 登録申請に係る審査は、受注希望者から提出される次の書類により行うものとする。

- (1) 小規模工事受注希望者名簿登録申請書
- (2) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）・・・（法人の場合のみ）
- (3) 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）・・・（商号登記している個人の場合のみ）
- (4) 住民票・・・（個人の場合のみ）
- (5) 納税証明書・・・（法人の場合は法人市民税、個人の場合は市・都民税とし、申請時点における最新年度のもの）
- (6) 許可証等の写し（資格又は免許等が必要な工事等の受注を希望する場合のみ）

### (登録申請の受付)

第6 登録申請は、隨時受付けるものとする。

第7 次の各号に掲げる事項に該当する者の申請は、受理しないものとする。

- (1) 受注希望者若しくは受注希望者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が受

注希望者の経営に実質的に関与しているとき。

- (2) 受注希望者又は受注希望者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- (3) 受注希望者又は受注希望者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 受注希望者又は受注希望者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 受注希望者又は受注希望者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

第8 次の各号に掲げる事項に該当する者の申請は、その事実があった後2年間、受理しないものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(登録事項の変更)

第9 総務部管財課長は、名簿に登録されている者が登録事項の変更の申請（以下「変更申請」という。）を提出したときは、速やかに審査し、承認した場合は、直ちに登録事項を変更するものとする。

(変更申請の審査に必要な書類)

第10 変更申請に係る審査は、申請者から提出される次の書類により行うものとする。

- (1) 小規模工事受注希望者名簿登録事項変更申請書
- (2) 変更内容を証明できる書類

(名簿登録期間)

第11 名簿への登録期間は、申請が承認された日から4年間とする。

(名簿からの抹消)

第12 名簿に登録されている者が、第4に掲げる事項を満たさないこととなった場合及び申請内容に虚偽があった場合は、名簿から抹消するものとする。なお、第7、第8に掲げる事項に該当する場合についても同様とする。

2 名簿に登録されている者から、登録を抹消したい旨の届出が提出されたときは、当該届出を提出した者を名簿から抹消するものとする。

(その他)

第13 この要領に基づき必要となる申請書その他の文書の様式は、別に定めるものとする。

第14 この要領に定めのない事項については、東久留米市契約事務規則（平成9年規則第20号）により処理するものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成18年3月15日から施行する。
- 2 東久留米市小規模工事受注希望業者登録要領は廃止する。

付 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領に基づく登録申請の受付は、平成24年2月1日から開始する。

付 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。